

令和7年度ごみの分別促進等に係る普及啓発業務委託 審査基準の目安（配点：100点）

評価の着目点	配点	評価点	評 価
①の判定時の重点項目			●学生を中心とした若者、子育て世帯を対象の重点としているか。 ●学校等の長期休暇期間に発信するなど、閲覧者の増加に向けた工夫がなされているか。
①コンテンツの発信	15	15	上記の重点項目を踏まえた非常に優れた提案内容となっている。
		12	上記の重点項目を踏まえた優れた提案内容となっている。
		8	上記の重点項目を踏まえた有効な提案内容となっている。
		4	上記の重点項目を十分に踏まえてないが、一部有効な提案内容がある。
		0	上記の重点項目を踏まえておらず、有効な提案内容がない。
	15	15	上映する映画館の数、上映作品数及び上映期間（週単位）等において、受託者独自の視点による工夫がとてまなされており、より効果的で非常に優れた提案である。
		12	上映する映画館の数、上映作品数及び上映期間（週単位）等において、受託者独自の視点による工夫がなされており、より効果的で優れた提案である。
		8	上映する映画館の数、上映作品数及び上映期間（週単位）等において、受託者独自の視点による工夫が一定程度なされており、より効果的で有効な提案である。
		4	上映する映画館の数、上映作品数及び上映期間（週単位）等において、受託者独自の視点による工夫があまりなされていないが、ある程度効果的で有効な提案である。
		0	上映する映画館の数、上映作品数及び上映期間（週単位）等において、受託者独自の視点による工夫が全くなされておらず、効果的で有効な提案ではない。
②映画館内でのプロモーションの提案・実施	20	20	映画館内でのプロモーションについて、シネアドでのコンテンツの発信との相乗効果が生まれるような工夫がされており、非常に優れた提案である。
		15	映画館内でのプロモーションについて、シネアドでのコンテンツの発信との相乗効果が生まれるような工夫がされており、優れた提案である。
		10	映画館内でのプロモーションについて、シネアドでのコンテンツの発信との相乗効果が生まれるような工夫がされており、有効な提案である。
		5	映画館内でのプロモーションについて、シネアドでのコンテンツの発信との相乗効果が生まれるような工夫がされており、一部有効な提案である。
		0	映画館内でのプロモーションについて、シネアドでのコンテンツの発信との相乗効果が生まれるような工夫がされておらず、有効な提案でない。
③運営体制の安定度	10	10	運営体制に厚みがあり、業務をとてま安定的に実施することができる体制であると思われる。
		8	運営体制に厚みがあり、業務を、十分安定的に実施することができる体制であると思われる。
		6	業務の安定的な実施は可能であると思われる。
		4	運営体制が不十分で、業務の安定的な実施について不安がある。
		2	運営体制が不十分で、業務の安定的な実施が困難である。
④見積金額	20		$20点 \times (\text{受託希望者中の最低見積額}) / (\text{各受託希望者の見積額})$ ※ ただし、小数点以下は切り捨てる。
⑤実績件数	10	10	過去5年間ににおいて受託した類似業務（国、地方公共団体、民間企業問わず）について、件数の合計が10件以上ある。
		8	過去5年間ににおいて受託した類似業務（国、地方公共団体、民間企業問わず）について、件数の合計が8件以上ある。
		6	過去5年間ににおいて受託した類似業務（国、地方公共団体、民間企業問わず）について、件数の合計が5件以上ある。
		4	過去5年間ににおいて受託した類似業務（国、地方公共団体、民間企業問わず）について、件数の合計が3件以上ある。
		2	過去5年間ににおいて受託した類似業務（国、地方公共団体、民間企業問わず）について、件数の合計が3件未満である。
⑥社会貢献	10	10	これからの1000年を紡ぐ企業認定、K E S等の環境マネジメントシステムについて、両方の認証を受けている。
		5	これからの1000年を紡ぐ企業認定、K E S等の環境マネジメントシステムについて、いずれか一方の認証を受けている。
		1	これからの1000年を紡ぐ企業認定、K E S等の環境マネジメントシステムについて、いずれの認証も受けていない。

※ 同点の場合は、見積金額が最も低い者を選定する。